

南相馬市個人情報保護条例の一部改正（素案）について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護を図るため改正を行うもの。

2 条例改正の趣旨

番号法が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、平成 28 年 1 月から「個人番号」の利用が開始される。

番号制度導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減が実現でき、これら業務の実施過程において、多くの「特定個人情報」が利活用される。

一方、個人番号が不正に取り扱われると個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど様々な問題が懸念されるため、番号法では、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理・保護措置を講じている。

番号法第 31 条では、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いや開示、訂正、利用の停止等を実施するため必要な措置を講じなければならない旨を規定している。

このことから、本市が保有する特定個人情報について必要な措置を講ずるため、条例を改正するものである。

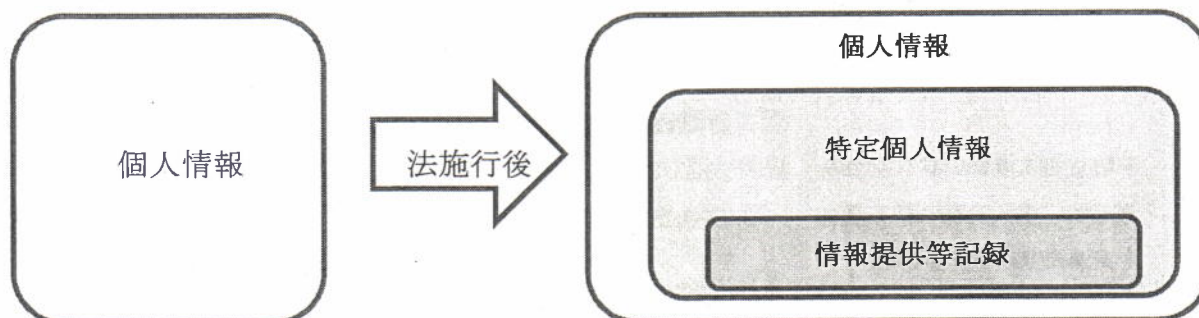
3 主な改正内容

（１）定義の改正

番号法で新たに定義された「特定個人情報」「情報提供等記録」等の用語を、条例で定義するもの。

- ・ 特定個人情報：個人番号を含む個人情報
- ・ 情報提供等記録：どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したもの。

《番号法導入後の個人情報、特定個人情報及び情報提供等記録》



(2) 特定個人情報に係る改正

番号法第 29 条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第 30 条では情報提供等記録について、特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用及び提供に関する規定などについて個人情報保護 3 法（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法）の読替規定を定めている。本読替規定は、地方公共団体については適用されないことから、番号法第 29 条及び第 30 条の趣旨を踏まえ、次のように改正するもの。

項 目	改 正 内 容		理 由
	番号法第 29 条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	番号法第 30 条関係 情報提供等記録	
目的外利用に関する規定	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合以外は、利用目的以外での利用を禁止 【条例第 11 条の 2 に規定】	目的外利用を禁止する。 【条例第 11 条の 3 に規定】	・ 個人情報の目的外利用については、法令に基づく場合や本人の同意がある場合などを目的外利用の禁止の例外としている。 ・ 番号法では特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用を生命等保護のために限定。 ・ 情報提供等記録の目的外利用は一切禁止。
提供の制限に関する規定	番号法第 19 条の各号に該当する場合に提供できる。 【条例第 11 条の 4 に規定】		・ 提供については番号法第 19 条において特定個人情報の提供禁止及び例外規定を定めている。
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。 【条例第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条に規定】	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。 【条例第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条に規定】	番号法では、特定個人情報の適正な取扱い及び正確性を確保するためには、本人参加の権利の保障が重要と考え、本権利を容易に実現できるよう本人・法定代理人に加えて任意代理人を認めている。
情報提供等記録の訂正の通知	— ※特定個人情報の訂正通知の規定は、個人情報の訂正通知と同様の扱いで行うもの。	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知 【条例第 24 条関係】	番号法では、情報提供等記録は、情報照会者、情報提供者、その仲介を行う情報ネットワークシステム設置者（総務大臣）の 3 者で記録・保管されるもので、訂正があった場合は、3 者で共有しなければならない。
利用停止の請求の条件に関する規定	次の違反があった場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限違反	利用停止請求を認めない。	番号法では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について番号法に違反する行為のうち不適正なものが行われ

	② 収集制限・保管制限違反 ③ ファイル作成制限違反 ④ 提供制限違反 【条例第 26 条に規定】	た場合に利用停止請求を認めている。
他の法令等による開示の実施との調整	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。 【条例第 34 条に規定】	番号法において、個人が簡単に特定個人情報等を閲覧することができるウェブサイト「マイポータル」が新設されるため、他の法令による開示が実施される場合であってもマイポータルによる開示の実施の方が国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。このことから、番号法においては他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても番号法に基づく開示を認めている。

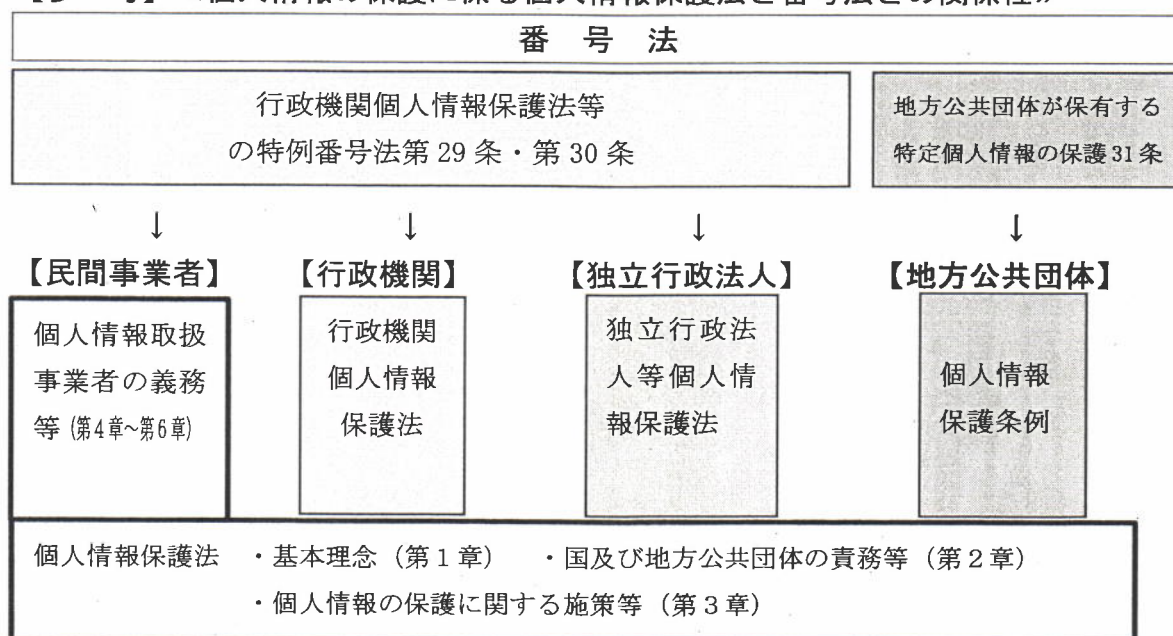
(3) 施行期日

- ・ 情報提供等記録に係る部分以外の改正 平成 27 年 10 月 5 日
- ・ 情報提供等記録に係る部分の改正 平成 29 年 1 月 1 日

4 今後の予定

- 6 月 15 日～7 月 4 日 パブリックコメント
- 7 月 15 日 個人情報保護審査会
- 9 月議会提案

【参 考】《個人情報の保護に係る個人情報保護法と番号法との関係性》



(別紙様式 2-1 (実施要項第 4 条関係))

＜案件名＞ 南相馬市個人情報保護条例の一部を改正する件（素案）	
区 分	内 容
① 政策等の趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の保護を図るため、南相馬市個人情報保護条例を改正するもの。
② “ 目的	市が保有する特定個人情報の本人関与制度等を明らかにするとともに、特定個人情報の保護措置を規定するもの。
③ “ 立案の経緯	番号法制定に伴い、条例を改正するもの。
④ 立案する際に整理した考え方及び論点	番号法第 31 条に基づき、特定個人情報及び情報提供等記録の保護措置を条例に規定するもの。
⑤ 理解するための資料	
ア 根拠法令	番号法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	
⑥立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	南相馬市個人情報保護審査会
⑦ 意見提出の注意事項	
⑧取扱い等結果の公表予定時期	平成 27 年 7 月中旬

南相馬市個人情報保護条例の一部改正について（概要）

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護を図るため、また、現行の個人情報保護条例が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定と乖離があることから条例の内容を整理するため、南相馬市個人情報保護条例を改正するものである。

《改正理由》

- 番号法制定により「特定個人情報」の保護措置を規定するため。
- 行政機関個人情報保護法との整合性を図るため。

2 改正の背景

番号法が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月から個人番号の利用が開始される。

番号制度導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減が実現でき、これら業務の実施過程において、多くの特定個人情報が利活用される。

一方、個人番号が不正に取り扱われると個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど様々な問題が懸念され、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理が求められる。

※個人番号の利用範囲

○社会保障分野

- ・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- ・医療保険等の保険徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等の事務に利用

○税分野

- ・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書等に記載。税務当局の内部事務等に利用

○災害対策分野

- ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

3 改正の概要

(1) 番号法を受けた条例改正の視点

- ・番号法において、特定個人情報については、現行の個人情報保護法制よりも手厚い保護を講じている。

個人番号の利用範囲を法定の一定範囲に限定（番号法第9条）
 特定個人情報の収集・保管・提供も法定の場合を除き禁止（番号法第19条・20条）

- ・番号法で規定されたものは、地方公共団体に対しても適用されるが、一般法の読替規定（番号法第29条及び第30条）で規定しているものは、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法（個人情報保護3法）の読替えとなることから、地方公共団体は本読替規定の趣旨に沿って条例改正を行う必要がある。
- ・番号法第31条において、番号法の趣旨を踏まえ、地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱いの確保や特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため必要な措置を講じなければならないことを規定している。

① 番号法第29条・30条に係る改正内容

番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第30条では情報提供等記録について、個人情報保護3法の適用除外及び読替規定を定めていることから、条例においても同様の内容を規定するもの。

項 目	改 正 内 容	
	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	番号法第30条関係 情報提供等記録
目的外利用に関する規定	次の場合にのみ、目的外利用を認める。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合 ・激甚災害時等一定の要件を満たすとき。	目的外利用を禁止する。
提供の制限に関する規定	番号法第19条の各号に該当する場合に提供できる。	
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。
開示手数料	開示手数料の減額・免除を認める。	

利用停止の請求の条件に関する規定	次の場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限に対する違反 ② 収集制限・保管制限に対する違反 ③ ファイル作成制限に対する違反 ④ 提供制限に対する違反	利用停止請求を認めない。
他の法令等による開示の実施との調整	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。	
訂正の通知	—	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知

② その他の改正

個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の取扱いについて条例に定めるため、これら用語を規定するもの。番号法第27条で定める特定個人情報保護評価の第三者点検を個人情報保護審査会の事務に加えるため改正するもの。

項 目	改正内容
定義の追加	「個人番号」「特定個人情報」「情報提供等記録」等の定義を追加
個人情報保護審査会の所掌事務の追加	特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを追加

《番号法を受けた主な条例改正の視点》

○番号法第31条の趣旨を踏まえた改正

- ・ 特定個人情報の保護措置を図るため（番号法第29条関係）
- ・ 情報提供等記録の保護措置を図るため（番号法第30条関係）

※これまでの個人情報保護措置に加えて、特定個人情報と情報提供等記録の保護措置を規定するもの。

○その他の改正

- ・ 用語の定義の改正
- ・ 個人情報保護審査会の所掌事務に特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを追加するための改正

(2) 行政機関個人情報保護法との整合性を図るための条例改正

番号法において特定個人情報の保護措置を規定しているが、その規定は個人情報保護3法の考え方をベースにしたものである。

番号法において情報提供等記録を訂正した場合及び特定個人情報の利用停止請求が規定されたことから、現行の訂正等請求を行政機関個人情報保護法の（訂正請求権及び利用停止請求権に係る内容）内容と同様にするため改正するもの。

《法との整合性を図るための条例改正》

条例に規定する訂正等請求 ⇒ 訂正請求
利用停止請求 に区分けする。

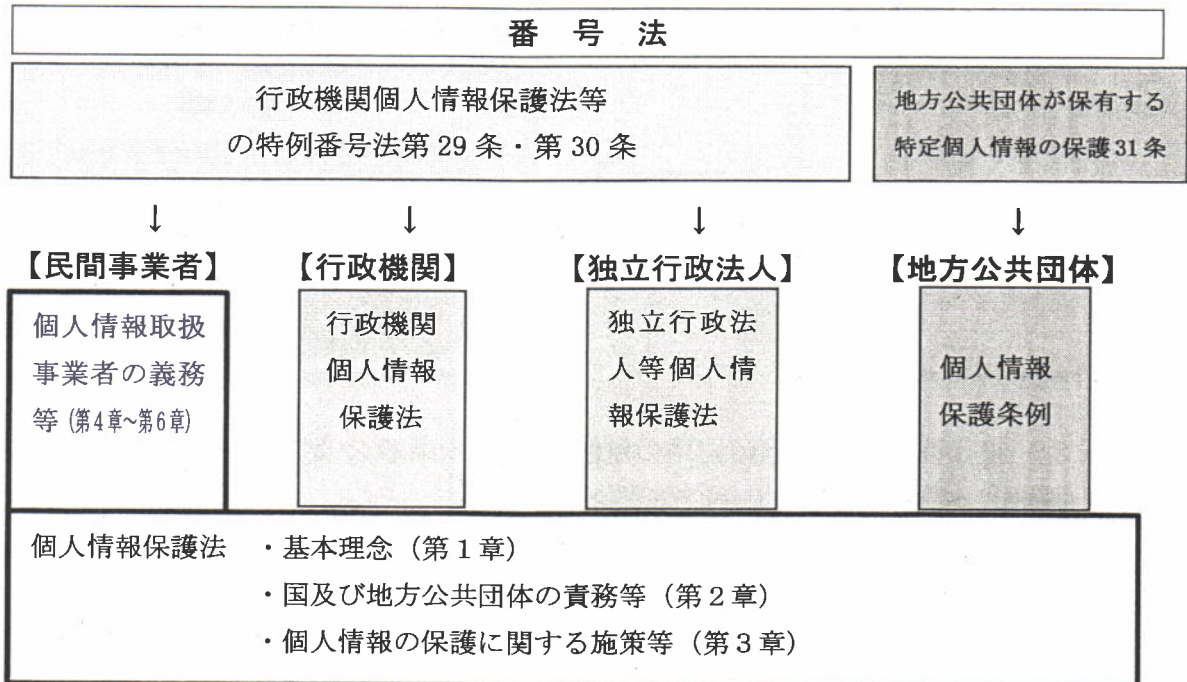
《訂正・利用停止に係る規定の整理》

南相馬市 (改正前)	行政機関個人情報 保護法	番号法	南相馬市 (改正後)
訂正、削除及び中止 の請求	訂正請求権		訂正請求権
訂正等請求の手続	訂正請求の手続		訂正請求の手続
訂正等請求に対する 決定及び通知	保有個人情報の訂正義 務		訂正請求に対する決 定及び通知
	訂正請求に対する措置	※ 1 	
	訂正決定等の期限		
	訂正決定等の期限の特 例		
	事案の移送		※ 2
	保有個人情報の提供先 への通知		保有個人情報の提供 先への通知
		情報提供等記録の提 供先への通知	情報提供等記録の提 供先への通知
	利用停止請求権		利用停止請求権
		特定個人情報の利用 停止請求権	特定個人情報の利用 停止請求権
	利用停止請求の手続		利用停止請求の手続
	保有個人情報の利用停 止義務		保有個人情報の利用 停止義務
	利用停止請求に対する措置	※ 3 	※ 3 利用停止請求 に対する決定
	利用停止決定等の期限		

- ※1 訂正請求に対する決定及び通知は、行政機関個人情報保護法で規定する「訂正請求に対する措置から訂正決定等の期限の特例まで」の規定を網羅した形で規定。
- ※2 事案の移送については、行政機関個人情報保護法では個人情報の開示について迅速かつ適切な処理を図るため、他の機関から提供された保有個人情報の訂正については当該他の機関へ訂正請求の移送を認めている。本市においては、他の機関から個人情報を収集するケースが無いことから事案の移送の規定は盛り込まないものとする。
- ※3 利用停止請求に対する決定は、行政機関個人情報保護法で規定する「利用停止請求に対する措置」及び「利用停止決定等の期限」を網羅した形で規定。

【参 考】

《個人情報の保護に係る個人情報保護法と番号法との関係性》



- ※ ・ 個人情報保護法は、公的部門と民間部門の双方を対象としている。
- ・ 基本法に当たる部分が 1 ～ 3 章、民間部門の個人情報保護の一般法に当たる部分が 4 ～ 6 章である。
- ・ 個人情報保護法では、公的部門については個人情報取扱事業者から除外し、その保有する個人情報の保護について別途措置をとることを規定。

4 主な改正内容

(1) 定義の追加（第2条関係）

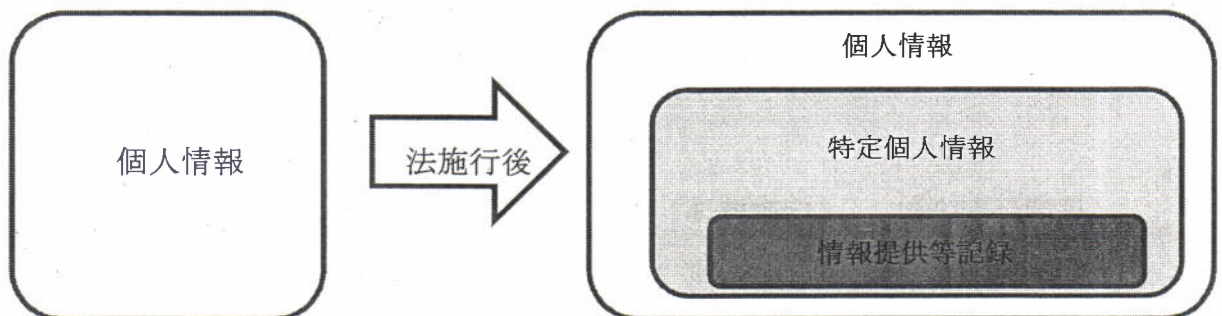
【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の取扱いについて条例に定めるため、これら用語を規定するもの。

※特定個人情報：個人番号又はこれと対応する符号をその内容に含む個人情報

※情報提供等記録：番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報（特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、提供の求め又は提供があったときの日時、照会・提供された特定個人情報の項目）

《番号法導入後の個人情報、特定個人情報及び情報提供等記録》



(2) 保有特定個人情報の利用の制限（第11条の2及び第11条の3関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

・番号法第19条において情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用を規定していることから、条例においても同様の内容を規定するもの。

※番号法では激甚災害時一定の要件を満たすときの規定は、金融機関等が保険金支払い事務に利用できる場合と限定していることから条例に規定しない。

・情報提供等記録については、番号法で目的外利用を禁止することから同様の内容を規定するもの。

項 目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
目的外利用に関する規定	次の場合にのみ、目的外利用を認める。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合	目的外利用を禁止する。

	・激甚災害時等一定の要件を満たすとき。	
条例上の規定	上記内容のうち、激甚災害時一定の要件を満たすときを除き条例第11条の2に規定	上記内容を条例第11条の3に規定

(3) 保有特定個人情報の提供の制限（第11条の4関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法第19条において特定個人情報を提供することができる場合を規定していることから同様の内容を規定するもの。

項 目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
提供の制限に関する規定	番号法第19条の各号に該当する場合に提供できる。	
条例上の規定	上記内容のうち、条例第11条の4に規定	

※番号法においては「利用」と「提供」を分けて規定していることから、条例においても同様の規定とする。

(4) 開示、訂正、利用停止の請求に任意代理人を加える（第13条～第15条関係、第19条、第20条及び第27条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法では、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要であると考えられているため、これら権利を容易に実現できるよう本人又はその法定代理人に加えて本人の委任による代理人（任意代理人）による開示、訂正、利用停止（情報提供等記録を除く）の請求を認めていることから同様の内容を規定するもの。

項 目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。
条例上の規定	上記内容を条例第13条、第14条、第15条、第19条、第20条、第27条に規定	上記内容を条例第13条、第14条、第15条、第19条、第20条に規定

(5) 訂正請求（第19条～第22条関係）及び利用停止請求（第25条～第29条関係）

【趣旨】＜行政機関個人情報保護法との整合を図るための改正＞

現行条例の訂正等請求については、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求手続を定めているが、番号法第29条及び第30条において、特定個人情報の訂正請求及び利用停止請求（情報提供等記録は除く。）を認めている。

このことから、個人情報に係る訂正請求及び利用停止請求を整理するもの。

(6) 情報提供等記録の訂正に伴う提供先への通知（第24条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

情報提供等記録は、どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したものであり、情報照会者、情報提供者、その仲介を行う情報ネットワークシステム設置者の3者で記録・保管されるものである。

情報提供等記録に訂正があった場合は、3者で共有しなければならないことから同様の内容を規定するもの。

項 目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
訂正の通知	—	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知
条例上の規定	—	上記内容を条例第24条に規定

(7) 保有特定個人情報の利用停止請求（第26条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法において、利用停止の請求の条件が規定されたことから同様の内容を規定するもの。

項 目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
利用停止の請求の条件に関する規定	次の場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限に対する違反 ② 収集制限・保管制限に対する違反 ③ ファイル作成制限に対する違反 提供制限に対する違反	—
条例上の規定	上記内容を条例第26条に規定	—

(8) 個人情報保護審査会の事務について(第33条関係)

【趣旨】<番号法制定に伴う改正>

番号法第27条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときに特定個人情報保護評価を実施することを定めている。地方公共団体においても、特定個人情報の保有に先立ち十分な保護措置が講じられているか確認するため特定個人情報保護評価(第三者点検)を義務付けている。この点検を審査会の所掌事務とするため改正するもの。

《特定個人情報保護評価について》

○評価の対象

番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務

○しきい値判断

評価を実施するに際しては、①対象人数、②特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき特定個人情報保護評価の種類(基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価)を判断する。(これらを「しきい値判断」という。)

南相馬市の場合は、対象外又は基礎項目評価のみである。

○第三者点検

第三者点検は、全項目評価について(重点項目評価の場合は任意)行うこととなる。

点検の観点は、別紙資料4のとおりである。

(9) 他の法令等との調整(第34条関係)

【趣旨】<番号法制定に伴う改正>

番号法において、個人が簡単に特定個人情報や各種行政関連情報を閲覧することができるようウェブサイト「マイポータル」が新設されるため、他の法令によりITシステムを使用して開示が実施される場合であってもマイポータルによる開示の実施の方がより国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。このことから、他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても番号法に基づく開示を認めていることから、法と同表の内容を規定するもの。

項 目	番号法第29条関係	番号法第30条関係
	特定個人情報(情報提供等記録を除く)	情報提供等記録
他の法令等に	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例に	

よる開示の実 施との調整	よる開示の実施を認める。
条例上の規定	上記内容を条例第34条に規定

※マイポータルでは、自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能（情報提供等記録表示業務）、行政機関などが持っている特定個人情報について確認する機能（自己情報表示業務）、一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（お知らせ情報表示業務） を見ることができる。

（１０）施行期日

- ・ 情報提供等記録に係る部分以外の改正 平成27年10月5日
- ・ 情報提供等記録に係る部分の改正 平成29年 1月1日

5 今後の予定

- 6月15日 パブリックコメント実施（6月15日から7月4日までの20日間）
- 9月 9月議会提案

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

改正後	改正前	改正理由
（目的） 第1条 【略】 （定義） 第2条 （1）～（5）【略】 （6） <u>個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u> （7） <u>特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> （8） <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u> （9） <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特</u>	（目的） 第1条 【略】 （定義） 第2条 （1）～（5） 【略】	【改正理由（第2条関係）】 番号法に用いる「個人番号」「特定個人番号」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」を新たに定義するもの。 ・ 個人番号とは、国民1人ひとりに付番される12桁の番号。 ・ 特定個人情報とは、個人番号を内容に含む個人情報。 ・ 情報提供等記録とは、どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したもの。

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。</u> （実施機関等の責務） 第3条 【略】 （市民の責務） 第4条 【略】 （事業者の責務） 第5条 【略】 （収集の制限） 第6条 【略】 （個人情報ファイルの保有に関する事前届出） 第7条 【略】 第3章 個人情報の管理 （適正管理）	（実施機関等の責務） 第3条 【略】 （市民の責務） 第4条 【略】 （事業者の責務） 第5条 【略】 （収集の制限） 第6条 【略】 （個人情報ファイルの保有に関する事前届出） 第7条 【略】 第3章 個人情報の管理 （適正管理）	
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

第8条 【略】 （委託等に伴う措置） 第9条 【略】 （受託者等の責務） 第10条 【略】 （<u>保有個人情報</u>の目的外利用及び外部提供の制限） 第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（<u>保有特定個人情報</u>を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。 2～3 【略】 （<u>保有特定個人情報の目的外利用の制限</u>） 第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（<u>情報提供等記録</u>を除く。以下この条において同	第8条 【略】 （委託等に伴う措置） 第9条 【略】 （受託者等の責務） 第10条 【略】 （目的外利用及び外部提供の制限） 第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。 2～3 【略】	【改正理由（第11条関係）】 保有個人情報と特定個人情報との目的外利用及び外部提供を明確にするため改正するもの。
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>じ。）を自ら利用してはならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関</u> <u>は、災害時等において、人の生命、身体</u> <u>又は財産の保護のために必要である場</u> <u>合であって、本人の同意があり、又は本</u> <u>人の同意を得ることが困難であるとき</u> <u>は、利用目的以外の目的のために特定個</u> <u>人情報を利用することができる。ただ</u> <u>し、特定個人情報を利用目的以外の目的</u> <u>のために自ら利用することによって、本</u> <u>人又は第三者の権利利益を不当に侵害</u> <u>するおそれがあると認められるときは、</u> <u>この限りではない。</u> <u>（情報提供等記録の目的外利用の制限）</u> <u>第11条の3 実施機関は、利用目的以外の</u> <u>目的のために情報提供等記録を自ら利</u> <u>用してはならない。</u>		【改正理由（第11条の2関係）】 番号法第19条において、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用を規定していることから番号法と同様の内容を規定するもの。
---	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>（保有特定個人情報の外部提供の制限）</u> 第11条の4 実施機関は、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、</u> <u>特定個人情報を提供してはならない。</u> （オンライン結合の制限） 第12条 【略】 （開示の請求） 第13条 【略】 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>）は、本人に代わって開示請求をすることができる。	（オンライン結合の制限） 第12条 【略】 （開示の請求） 第13条 【略】 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。	【改正理由（第11条の3関係）】 番号法において情報提供等記録については目的外の利用を禁止されていることから条例において同様の内容を規定するもの。 【改正理由（第11条の4関係）】 番号法第19条において特定個人情報を提供することができる場合を規定していることから条例においても同様の内容を規定するもの。 【改正理由（第13条第2項、第14条、第15条）】 番号法において、保有特定個人情報の開示請求者について、本人、法定代理人に加えて任意代理人を認めていることから条例におい
--	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

（開示請求の手続） 第14条 【略】 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（<u>保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人</u>）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 3 【略】 （保有個人情報の開示義務） 第15条 【略】 （1） 【略】 （2） 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による</u>	（開示請求の手続） 第14条 【略】 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 3 【略】 （保有個人情報の開示義務） 第15条 【略】 （1） 【略】 （2） 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項におい	て同様の内容を規定する。 【保有個人情報と保有特定個人情報の請求者区分の違いについての考え方】 現行では、個人情報の開示及び訂正等請求の請求権は、本人又は法定代理人にのみ認められており、任意代理人には認めていない。これは、請求権者の拡大は、個人情報の保護の観点から問題があり、本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあるためである。 番号法において、特定個人情報の任意代理人による開示、訂正及び利用停止の請求を認めたのは、情報ネットワークシステムの導入に伴うマイポータルによる情報提供等記録や自己の特定個人情報の開示請求等が容易に行えるようになる半面、インターネットアクセス環境にない者にも容易に開示請求等ができるようにするため、また、社会保障、税の分野において、社会保険労務士や税理士
--	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項において同じ。)の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報 (3)～(8) 【略】 (部分開示) 第16条 【略】 (存否に関する情報) 第16条の2 【略】 (開示請求に対する決定等) 第17条 【略】 (開示の実施) 第18条 【略】 (訂正請求権) 第19条 何人も、実施機関が保有する自	て同じ。)の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報 (3)～(8) 【略】 (部分開示) 第16条 【略】 (存否に関する情報) 第16条の2 【略】 (開示請求に対する決定等) 第17条 【略】 (開示の実施) 第18条 【略】 (訂正、削除及び中止の請求) 第19条 何人も、実施機関が保有する自己に	に申請等の行政手続を委任することができれば国民の利便性が図られるため、さらには、特定個人情報、社会保障、税、災害対策の分野で用いられるため、情報が不正確な場合、本人に多大な不利益を及ぼすおそれ大きく、本人が正確性を確認する必要性が高いため任意代理を認めたものである。
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>己に関する保有個人情報に係る事実</u>に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。<u>ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u> <u>2 第13条第2項の規定は、訂正請求に準用する。</u> <u>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。</u>	関する保有個人情報に係る事実 誤りが あると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 2 何人も、実施機関が第6条第1項及び第2項の規定による制限を超え、又は同条第3項の規定によらないで自己に関する個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、自己情報の削除を請求することができる。 3 何人も、実施機関が第11条第1項及び第2項の規定によらないで自己に関する保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。 4 第13条第2項の規定は、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止（以下	【改正理由（第19条から第24条関係）】 ・番号法において、情報提供等記録の訂正を行った場合、情報提供先への通知が規定されたこと。 ・行政機関個人情報保護法との整合性を図るため、訂正等請求（訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止）の規定を「訂正の請求」と「利用停止請求」に区分けするもの。
--	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>（訂正請求の手続）</u> <u>第20条 訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</u> <u>（1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所</u> <u>（2） 訂正請求をしようとする者の個人情報</u> <u>を特定するために必要な事項</u> <u>（3） 訂正を求める内容</u> <u>（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u> <u>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実</u> <u>に合致することを証明する書類等を提</u>	「訂正等」という。）の請求について準用する。 <u>（訂正等請求の手続）</u> <u>第20条 訂正等の請求（以下「訂正等請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正等請求書を提出しなければならない。</u> <u>（1） 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所</u> <u>（2） 訂正等請求をしようとする者の個人情報</u> <u>を特定するために必要な事項</u> <u>（3） 訂正等を求める内容</u> <u>（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u> <u>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実</u> <u>に合致することを証明する書類等を提出し、又</u>	【趣旨（第20条関係）】 本条は、保有個人情報の訂正について具体的な請求手続を定めたもの。
---	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>出し、又は提示しなければならない。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、実施機関の個人情報ファイル等に容易な方法で照合が可能な場合において、訂正請求の内容が事実と合致すると明らかに認められるときは、当該訂正請求は口頭により行うことができる。</u> 4 <u>第14条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。</u> <u>（保有個人情報の訂正義務）</u> <u>第21条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</u>	は提示しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関の個人情報ファイル等に容易な方法で照合が可能な場合において、訂正請求の内容が事実と合致すると明らかに認められるときは、当該訂正請求は口頭により行うことができる。 4 第14条第2項の規定は、訂正等請求をしようとする者について準用する。	【趣旨（第21条関係）】 本条は、実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないということを定めたものである。
--	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>（訂正請求に対する決定及び通知）</u> <u>第22条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求のあった日から起算して30日（当該訂正請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をし、当該決定の内容を当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u> <u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正に係る保有個人情報の訂正をした上、その旨を当該訂正</u>	<u>（訂正等請求に対する決定及び通知）</u> <u>第21条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求のあった日から起算して30日（当該訂正等請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正等請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を当該訂正等請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u> <u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正等に係る保有個人情報の訂正等をした上、その旨を当該訂正等請求者に書面により通知しなければなら</u>	<u>【趣旨（第22条関係）】</u> 本条は、保有個人情報の訂正請求に対し、訂正する旨又は訂正しない旨の決定及びその手続について定めたもの。
---	---	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>請求者に書面により通知しなければならない。</u> <u>3 第17条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。</u> <u>（保有個人情報の提供先への通知）</u> <u>第23条 実施機関は、訂正をする旨の決定に基づき保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u> <u>（情報提供等記録の訂正の通知）</u> <u>第24条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があ</u>	ない。	【趣旨（第23条関係）】 本条は、保有個人情報を訂正したときに、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正した旨・内容を通知することを新たに規定するもの。 【趣旨（第24条関係）】 番号法第30条において、情報提供等記録の訂正決定に基づき、情報提供等記録の提供先への通知が規定されたことから、新たに規定
---	------------	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>ると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u> <u>（利用停止請求権）</u> <u>第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求（以下「利用停止請求」という。）することができる。</u>		するもの。 【改正理由（第25条、第27条～第29条関係） ・行政機関個人情報保護法に利用停止に関する規定が定められていること。 ・番号法において、特定個人情報の利用停止が規定されたこと。 以上のことから新たに規定するもの。 【趣旨（第25条関係）】 本条は、実施機関における個人情報の適切な
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</u> <u>(2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</u> <u>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</u>		取扱いを確保する趣旨から、不適正な取扱いがあると認めるときに、利用停止を求めることを権利として保障するもの。
---	--	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</u> <u>（保有特定個人情報の利用停止請求権）</u> <u>第26条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</u> <u>（1）第6条第1項から第3項までの規定</u>		【趣旨（第26条関係）】 本条は、保有特定個人情報については、番号法に違反する行為について利用停止請求を認めるものとしていることから番号法と同様の内容を規定する。
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>に違反して収集されたとき、又は第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</u> <u>（2）番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</u> <u>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。</u>		
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>(利用停止請求の手続)</u> <u>第27条 利用停止請求をする者は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</u> <u>(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所</u> <u>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u> <u>2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。</u> <u>(保有個人情報の利用停止義務)</u> <u>第28条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関</u>		【趣旨（第27条関係）】 本条は、保有個人情報の利用停止についての具体的な請求方法を定めるもの。
<u>た場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関</u>		【趣旨（第28条関係）】 本条は、実施機関が利用停止請求があった場

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u> <u>（利用停止請求に対する決定）</u> <u>第29条 実施機関は、利用停止請求のあった日から起算して30日（当該利用停止請求が型式上の要件に適合しない場合において、当該利用停止請求に対して補正を求めるときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る保有個人情報</u>		合において、利用訂正請求に理由があると認めるときは、保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならないことを規定するもの。 【趣旨（第29条関係）】 本条は、保有個人情報の利用停止請求があった場合において、請求のあった保有個人情報について実施機関が行う利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定についての手続を定めたものである。
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>の利用停止をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u> <u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止に係る保有個人情報の利用停止をした上、その旨を当該利用停止請求者に書面により通知しなければならない。</u> （費用負担） <u>第30条</u> 開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、第18条第1項の規定により自己に関する保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定める	（費用負担） 第22条 開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、第18条第1項の規定により自己に関する保有個人情報の写しの	【開示手数料減免を規定しないことの考え方（第30条関係）】
--	--	--------------------------------------

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

ところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 （審査会への諮問等） <u>第31条</u> 第17条第1項、第21条第1項又は第27条1項の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。 （苦情処理） <u>第32条</u> 【略】 （個人情報保護審査会） <u>第33条</u> 第31条第1項の規定による実施	交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 （審査会への諮問等） 第23条 第17条第1項又は第21条第1項の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。 （苦情処理） 第24条 【略】 （個人情報保護審査会）	番号法では開示に係る手数料について、経済的に困難な場合については手数料を減免できることとされている。 本市では開示手数料を徴収していないことから減免については規定しないこととする。 【改正理由（第31条関係）】 個人情報保護審査会の諮問事項について、これまで訂正等請求に対する不服申立てとしていたが、訂正等請求を訂正と利用停止と区分けしたことから、利用停止請求に対する不服申立てについても対象とするため改正するもの。
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議並びに<u>番号法第27条の規定による特定個人情報保護評価に係る点検</u>を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会を置く。 （他の法令等との調整） <u>第34条</u> 他の法令等の規定により、<u>保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）</u>の開示その他の請求ができる場合については、当該法令等の定めるところによる。 （適用除外） <u>第35条</u> 【略】 （運用状況の公表）	第25条 第23条第1項の規定による実施機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会を置く。 （他の法令等との調整） 第26条 他の法令等の規定により、開示その他の請求ができる場合については、当該法令等の定めるところによる。 （適用除外） 第27条 【略】	【改正理由（第33条関係）】 番号法第27条の規定に基づき、地方公共団体においても、特定個人情報の保有に先立ち十分な保護措置が講じられているか確認するため特定個人情報保護評価を行わなければならない。この評価の点検を審査会の事務とするため規定するもの。 【改正の理由（第34条関係）】 番号法附則第6条第5項において、マイポータルによる開示を規定している。 現行条例では、他の法令等の規定により開示請求があった場合については、当該法令の定めにより開示等することとしているが、マイポータルの開示はほぼ即時に開示がなされることから、保有特定個人情報は本適用から除外するもの。
--	---	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<u>第36条</u> 【略】 （出資等法人の個人情報） <u>第37条</u> 【略】 （委任） <u>第38条</u> 【略】 第9章 罰則 <u>第39条</u> ～ <u>第45条</u> 【略】	（運用状況の公表） 第28条 【略】 （出資等法人の個人情報） 第29条 【略】 （委任） 第30条 【略】 第9章 罰則 第31条～第37条 【略】	・第35条～第45条は条項ずれによるもの。
---	---	------------------------------